

公 告

このたび、宮古島市の一部を受益地域とする下南地区県営土地改良事業（区画整理）の計画を変更したいので、土地改良法第88条第1項の規定により、下記事項を記載した書類とともに、この旨を公告する。

なお、この土地改良事業の受益地域内にある農用地の所有者でその農用地につき耕作若しくは養畜の業務を営まない者、またはこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づき使用収益している者で、その農用地または農用地以外の土地につき、この土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和7年10月20日までに宮古島市農業委員会に申し出られたい。

令和7年10月6日

沖縄県知事 玉城 康裕



記

1. 県営土地改良事業変更計画概要書
2. 事業によって生ずる施設の予定管理方法を記載した書面
3. 事業費の負担区分及び地元負担の予定基準を記載した書面
4. 施行地域調書・受益地域調書